

# 新型コロナウイルス感染対策ガイドライン

令和3年6月25日

令和4年4月1日改正

公益社団法人日本地すべり学会関東支部

## 1. 適用範囲

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染リスクを最小化するために、必要な期間に、公益社団法人日本地すべり学会関東支部が主催するシンポジウム・講習会・現地検討会等の行事に適用する。

## 2. 行事の規模・形態

国・地方公共団体の要請、会場等の規則に留意しながら、次のとおり実施する。

### 1) 室内行事

シンポジウム・講習会等の室内行事は、オンラインないしは、定員制の集合研修とする（オンライン・集合研修併用を含む）。

また、シンポジウム・講習会等では、できるだけ講演の録画を行って、ホームページで配信する（講演者の承諾をもらえた場合）。

### 2) 野外行事

現地見学会等の野外行事は、少人数定員制（30名以下で定める）で実施するものとする。

### 3) 参加費

行事は、従来通り、有料を原則とするが、当面の間、オンラインでおこなう行事については無料とする。

## 3. 三密の回避

三密（密閉・密集・密接）を回避するために、次のことに配慮して行事を実施する。

- ①室内及び車内において、換気設備の能力が低い場合は、換気に留意する。
- ②原則として、定員の半分程度とし、できるだけ座席は隣を開けるようにして、着席できる席を決めておく。
- ③行事中にマスクを外す必要がある飲食等は行わない。
- ④マスクにより熱中症の危険がある夏期には、野外の行事は行わない。
- ⑤室内・車内での会話（私語）は極力避けるように参加者に求める。
- ⑥受付時など対面での接触機会を極力排する。
  - ・受付票を事前に配布し、受付票の提示・回収により参加を確認する。

#### **4. マスク着用の徹底**

行事期間中は、必ずマスクを着用するものとし、参加者に徹底する。

#### **5. 手指消毒への対応**

手指消毒を実践するために、必要に応じて、アルコール消毒薬を準備する。アルコールは蒸発しやすいために、消毒薬は使い切りとし、使用後に時間が経過した消毒薬は使用しない。

#### **6. 参加者の把握**

参加者を把握し、保健所等から求められ場合は、参加者名簿（連絡先を含む）を提出する。また、そのことを事前に参加者に周知しておくものとする。

#### **7. 参加者の体調の確認**

当日、発熱・体調の悪い方には、参加を控えてもらうものとする。また、必要に応じて検温を実施し、発熱している参加者は参加させないものとする。

#### **8. 行事の中止**

国・地方公共団体から要請があった場合は、行事の中止等を行うものとし、事前に参加者への連絡方法を告知しておくものとする。